

平成19年6月7日

公正取引委員会事務総局

経済取引局取引部取引企画課御中

「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(原案)に対するコメント

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

日本機械輸出組合は、わが国の機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された機械メーカー、商社、エンジニアリング企業より構成される全国的な団体であり、機械産業の国際競争力強化を図る上での知的財産権問題の重要性に鑑み、知的財産権問題専門委員会を設置して我が国及び海外の知的財産権諸制度の検討を行い、内外の知的財産権制度の整備拡充及び障壁削減を促して参りました。

さて、この度、公正取引委員会におかれまして、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(原案)について意見を募集しておりますことに鑑み、当委員会において検討した結果、下記の通り意見を提出いたします。

記

(1) 6頁 第2 - 5

競争減殺効果が軽微な場合の例

「...当該技術以外に、事業活動に著しい支障を生じることなく利用可能な代替技術に権利を有する者が4以上存在すれば競争減殺効果は軽微であると考えられる。」との記述に関し、「事業活動に著しい障壁を生じることなく利用可能な代替技術」という表現が曖昧で恣意的な解釈の余地があるので、指標や具体例を付して解釈の明確化を図っていただきたい。また、「利用可能な代替技術に権利を有する者」は、当該代替技術を権利化している必要があるか否かを明確にしていきたい。

(2) 7頁 第3 - 1 (1) イ、ウ及び14頁 第4 - 2 (2)

私的独占の観点からの検討 (1) 技術を利用させないようにする行為

「他の事業者に対してライセンスを拒絶することにより当該技術を使わせないようにする行為」の例示として、ある権利を保有する事業者が他の事業者に対して著しく不利な条件が設定されたライセンスを申し出た場合も当該他の事業者の事業活動を実質的に制限するものとして、「ライセンス拒絶」と同様に考えられることを明記されたい。例えば、他の事業者のライセンシーに対し、同様の技術ライセンスにおけるライセンス料額をはるかに超える法外なライセンス料の支払要求をし、当該他の事業者が事実上ライセンスを受け

ることを断念せざるをえない場合が該当する。

(3) 8頁 第3の1(1)エ 及び14頁 第4の2(2)

私的独占の観点からの検討 (1) 技術を利用させないようにする行為

「ライセンス条件を偽るなどの不正な手段を用いて…ライセンスを拒絶し」とあるが、「規格に採用させる前の段階で提示した条件と異なる、ライセンシーに不当に不利な条件を提示し、当該条件で合意しなければライセンスを拒絶する」場合が、排除行為に該当する趣旨だと思われる。そうであれば、その趣旨をより明確にするため、「当初提示したライセンス条件でのライセンスを拒絶し」という文言を明記いただき、「…規格が確立されて他の事業者が当該技術についてライセンスを受けざるを得ない状況になった後で当初提示したライセンス条件でのライセンスを拒絶し」と修正いただきたい。

(4) 14頁 第4の2(2)

技術を利用させないようにする行為

「不当な手段によって…自らの技術を用いさせるとともに…他の技術に切り替えることが著しく困難になった後に…ライセンスを拒絶」する場合には、13頁の第4の(3)の要件に該当しない場合を想定することは難しいため、「公正競争阻害性を有する場合」か否かの判断を待たず、「原則として、不公正な取引方法に該当する行為」として記載すべきであると考え。さもなくば、例示されている共同で規格を策定する事例において、「当該他の事業者の競争機能を低下させることなく、公正競争阻害性を有さない場合」を説明の上、除外しなければならない。

(5) 19頁 第4の4(7)

技術の利用に伴いライセンシーに課される制限 (7) 不爭義務

今回の指針案では、「ライセンス技術にかかる権利の有効性についての不爭義務は原則として不公正な取引方法に該当しない」としているが、「一部の権利の有効性を争ったことにより全部の権利のライセンス契約を解除する場合、…不公正な取引行為に該当する」としている。しかし、ライセンシーの立場からすれば、特許の有効性について疑義があった場合に、争うことができず、また争った場合には、契約違反とされることは、現行指針に比べて不当に不利な立場に置かれることになる。したがって、対象技術にかかる権利自体に関しても、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する場合があると考えられ、その趣旨の記述を加筆すべきではないかと考える。

(6) 20頁 第4の5(2)

その他の制限 (2) 技術の利用と無関係なライセンス料の設定

但書に「当該技術が製造工程の一部に使用される場合又は部品に係るものである場合に、計算等の便宜上、当該技術又は部品を使用した最終製品の販売額等をライセンス料の算定基礎とすること」が算定方法として合理性が認められる例として挙げられているが、いわゆる米国特許法上のEntire Market Valueの法理(=部品の特許であっても、製品全体の価格を損害賠償の算定根拠とする考え方)に基づくライセンス料の算定を認めている訳では

なく、あくまでも最終製品に占める部品の寄与度をもとに、ライセンス料を算定することの合理性を認める余地があることを記述したものであって、寄与度の低い部品にかかる技術について、最終製品に占める寄与度を考慮することなく、最終製品の価格をもとに算出されたライセンス料の支払いを認める趣旨ではないことを明確にされたい。

以上

<本件連絡先>

日本機械輸出組合 通商・投資グループ（谷口、江川）

〒105-0011 港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401

電話：03-3431-9348 FAX：03-3436-6455